二．次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

683. デニス・ママドゥ・ゲアハルト・カスパート（別名：アブ・タルハ・アル・アルマニ）
DENIS MAMADOU GERHARD CUSPERT (a.k.a. : Abu Talha al-Almani)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1975年10月18日
出生地：Berlin, Germany
国籍：ドイツ
旅券番号：不明
ＩＤ番号：ドイツ国民ＩＤ番号　2550439611（2010年４月22日発行（発行地：District Friedrichshain-Kreuzberg of Berlin, Germany）、2020年４月21日失効）
住所：(a)シリア・トルコ国境地帯（2015年１月時点）(b)Karl-Marx-Str. 210, 12055 Berlin, Germany（旧住所）
国連制裁委員会による指定日：2015年２月11日
その他の情報：身体的特徴：目の色：黒；髪の色：黒；身長：178cm；入れ墨：「BROKEN DREAMS」の文字（背中）及びアフリカの風景（右上腕）。父の名前：Richard Luc-Giffard；母の名前：Sigrid Cuspert。ドイツ連邦裁判所の捜査判事が2014年５月14日及び2014年12月５日付けで欧州逮捕令状を発出した。

684. アンガ・ディマス・ペルシャダ（別名：(a)アンガ・ディマス・ペルサダ、1985年３月４日にJakarta, Indonesiaにて出生(b)アンガ・ディマス・ペルサダ、1985年３月４日にJakarta, Indonesiaにて出生(c)アンガ・ディマス・プラソンダ、1985年３月４日にJakarta, Indonesiaにて出生）
ANGGA DIMAS PERSHADA (a.k.a. : (a)Angga Dimas Persada, born 4 Mar. 1985 in Jakarta, Indonesia (b)Angga Dimas Persadha, born 4 Mar. 1985 in Jakarta, Indonesia (c)Angga Dimas Prasondha, born 4 Mar. 1985 in Jakarta, Indonesia)
称号：事務局長（2014年中期時点）
役職：不明
生年月日：1985年３月４日
出生地：Jakarta, Indonesia
国籍：インドネシア
旅券番号：インドネシア旅券番号　W344982（1985年３月４日Jakarta, Indonesia生まれのAngga Dimas Peshadaとして発行）
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2015年３月13日
その他の情報：ジュマ・イスラミーヤ（332．に指定した団体）のメンバーであり、インドネシア・ヒラル・アフマル協会（HASI）(687．に指定した団体）の指導者。

685. バンバン・スキルノ（別名：(a)パッ・ザフラ(b)アブ・ザフラ）
BAMBANG SUKIRNO (a.k.a. : (a)Pak Zahra (b)Abu Zahra)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1975年４月５日
出生地：Indonesia
国籍：インドネシア
旅券番号：インドネシア旅券番号　A2062513
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2015年３月13日
その他の情報：インドネシア・ヒラル・アフマル協会（HASI）(687．に指定した団体）にて指導的役割を担うジュマ・イスラミーヤ（332．に指定した団体）の幹部。

686. ウィジ・ジョコ・サントソ（別名：(a)ウィジジョコ・サントソ、1975年７月14日Rembang, Jawa Tengah, Indonesiaにて出生(b)アブ・セイフ・アル・ジャウィ(c)アブ・セイフ）
WIJI JOKO SANTOSO (a.k.a. : (a)Wijijoko Santoso, born 14 Jul. 1975 in Rembang, Jawa Tengah, Indonesia (b)Abu Seif al-Jawi (c)Abu Seif)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1975年７月14日
出生地：Rembang, Jawa Tengah, Indonesia
国籍：インドネシア
旅券番号：インドネシア旅券番号　A2823222（1975年７月14日Rembang, Jawa Tengah, Indonesia生まれのWiji Joko Santosoとして2012年５月28日発行、2017年５月28日失効）
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2015年３月13日
その他の情報：ジュマ・イスラミーヤ（332．に指定した団体）の外務部長でありアウトリーチ活動の中心人物。インドネシア・ヒラル・アフマル協会（HASI）(687．に指定した団体）と連携している。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

687. インドネシア・ヒラル・アフマル協会（HASI）(別称：(a)ヒラル・アフマル財団(b)シリアのためのインドネシア・ヒラル・アフマル協会）
HILAL AHMAR SOCIETY INDONESIA (HASI) (a.k.a. : (a)Yayasan Hilal Ahmar (b)Indonesia Hilal Ahmar Society for Syria)
旧称：不明
所在地：不明
国連制裁委員会による指定日：2015年３月13日
その他の情報：表向きはジュマ・イスラミーヤ（332．に指定した団体）の人道支援部隊。インドネシアのLampung, Jakarta, Semarang, Yogyakarta, Solo, Surabaya, Makassarにて活動。シリアへの外国人テロ戦闘員渡航に関し、勧誘、資金提供、便宜供与を行っている。人道組織である国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）と提携していない。

○財務省告示第八十七号

国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件（平成十六年七月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　財務大臣　麻生　太郎

第一号中「三パーセント」を「四パーセント」に改める。

○財務省告示第八十八号

次に掲げる告示は、平成二十七年十一月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月二十七日　財務大臣　麻生　太郎

一　平成十五年一月財務省告示第四号（分離適格振替国債の指定等に関する省令第五条に規定する者を定める件）

二　平成十五年一月財務省告示第五号（政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第三条に規定する者を定める件）

○厚生労働省告示第百五十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久